

外国人技能実習制度 新法施行後の状況について

平成31年3月28日(木)

外国人技能実習機構 名古屋事務所

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 政府(当局)間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分

見直し後

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で**政府(当局)間取決め**を順次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については**許可制**、実習実施者については**届出制**とし、技能実習計画は個々に**認定制**とする。
- ③ 新たな**外国人技能実習機構(認可法人)**を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ **通報・申告窓口**を整備。人権侵害行為等に対する**罰則**等を整備。**実習先変更支援**を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、**各種業法等に基づく協力要請**等を実施。これらの関係行政機関から成る「**地域協議会**」を設置し、指導監督・連携体制を構築。

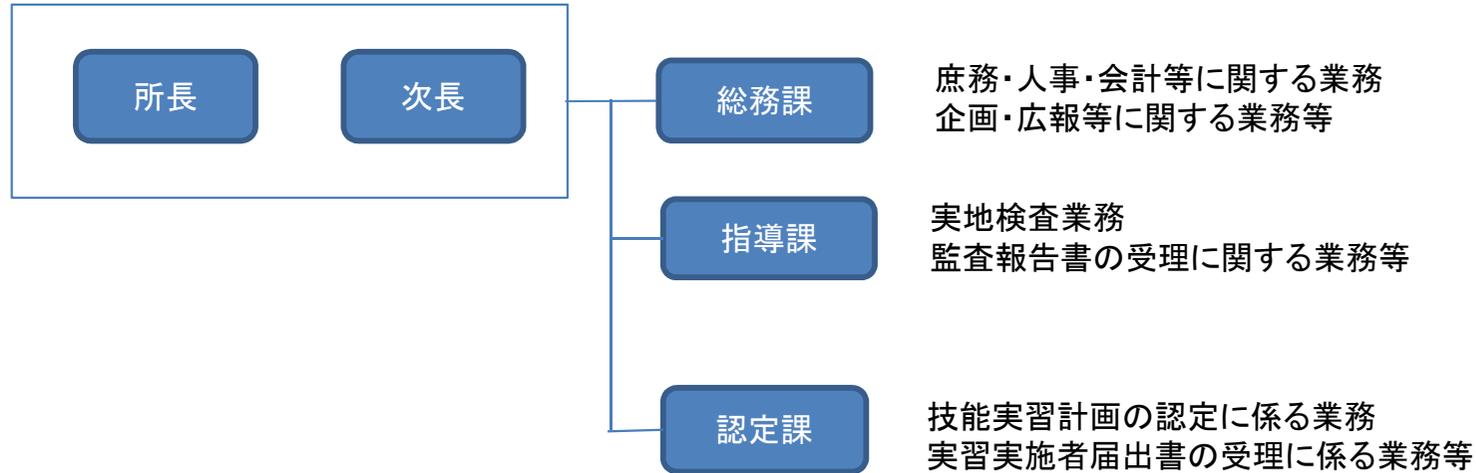
(注) 橙色網掛け部分は法律で規定

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長 **3年間 ⇒ 5年間** (一旦帰国後、最大2年間の実習)
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大 常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (**最大5%まで ⇒ 最大10%まで等**)
- ③ 対象職種の拡大 **地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置**
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

外国人技能実習機構名古屋事務所の組織・体制について



管轄区域(愛知県・岐阜県・三重県・静岡県)における技能実習生(1号, 2号, 3号)の人数

	平成29年6月	平成29年12月	平成30年6月
愛知県	26,774	28,805	29,919
岐阜県	11,245	11,600	11,705
三重県	8,163	8,617	8,852
静岡県	9,455	10,482	10,904
合計	55,637	59,504	61,380

※ 人数は 法務省ウェブサイト 入国管理局「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」から抽出

新たな技能実習制度における申請等件数 (1)

1 監理団体許可 (平成30年12月末現在)

申請件数	許可件数
2,573件	2,422件 うち一般監理事業 (※1) 1,064件 うち特定監理事業 (※2) 1,358件

(※1) 一般監理事業とは、技能実習1号、技能実習2号及び技能実習3号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は5年又は7年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

(※2) 特定監理事業とは、技能実習1号及び技能実習2号の監理が可能となる事業区分であり、許可の有効期限は3年又は5年（前回許可期間内に改善命令や業務停止命令を受けていない場合）。

2 技能実習計画認定 (平成30年12月末現在)

区分	申請件数	認定件数
企業単独型 (※3)	11,983件	11,381件
団体監理型 (※4)	398,596件	371,859件
計	410,579件	383,240件

(※3) 企業単独型とは、日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する類型。

(※4) 団体監理型とは、非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施する類型。

新たな技能実習制度における申請等件数（2）

3 相談件数（平成30年11月30日現在）

母国語相談件数 2,015件（電話1,547件、メール453件、手紙15件）

【主な相談内容】

- 労働環境に関すること
- 労働基準に関すること
- 職種に関すること
- 3号移行等技能実習制度の手続きに関すること

技能実習計画の認定、監理団体の許可に関連して、機構の職員が申請内容の事実関係の確認や、技能実習の状況について検査を行うもの。

(許可・認定の審査と共に、技能実習制度の適正な運用の確保のための中心的な役割を果たす業務)

【参考】外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(抄)

(機構による事務の実施)

第十四条 主務大臣は、第十二条第一項の規定により機構に認定事務の全部又は一部を行わせるときは、この節の規定を施行するために必要な限度において、次に掲げる事務を機構に行わせることができる。

- 一 実習実施者等若しくは監理団体等又は役職員等に対して必要な報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求める事務
- 二 その職員をして、関係者に対して質問させ、又は実地に実習実施者等若しくは監理団体等の設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させる事務

2～3 (略)

(機構による事実関係の調査の実施)

第二十四条 主務大臣は、機構に、前条第五項の事実関係の調査の全部又は一部を行わせることができる。

2～7 (略)

実地検査の際に判明した違反事例

1 他の実習実施者の作業場で技能実習を行っている

(法第9条2号)

→ 同一事業主であるが、隣接する別の実習実施者の作業場で技能実習を行っていたもの

2 賃金から控除されている金額が多い

(法第9条9号(規則第14条4号))

→ 技能実習生の待遇に記載された金額より多く賃金から控除されていたもの

3 技能実習指導員がいない

(法第9条6号(規則第12条1項2号))

→ 複数の工場があるのに、技能実習指導員をそれぞれに選任していない

4 計画認定された職種・作業の必須作業に50%以上従事していない

(法第9条2号(規則第10条2項2号))

→ 計画認定された必須作業をほとんど行っていなかったもの

不正行為に対する実務の流れ

現 行

〔端緒〕

- ・ 技能実習生からの相談
- ・ 労働基準監督機関からの通報
- ・ 在留資格変更・在留期間更新の申請書類
- ・ JITCOの母国語相談 など

実態調査

受入れ停止

- 技能実習の適正な実施を妨げるものである場合
⇒ 不正行為終了日後、欠格期間(1~5年間)を経過し、かつ、改善措置が講じられるまでは、新規受入れ不可(現にいる技能実習生は転籍させるよう指導)。

件数等を公表

改善指導

- 技能実習の適正な実施を妨げるものではない場合
⇒ 再発防止に必要な改善措置を講じ、適正化されたと判断されるまで、新規受入れ不可。

注意喚起

- 不正の態様や程度がごく軽微な場合
⇒ 再発防止について注意喚起。

新制度

〔端緒〕

- ・ 定期的な実地検査
- ・ 技能実習生からの相談・申告
⇒ 検査権限を持つ機構に相談・申告窓口を設置
申告を理由とする不利益取扱いの禁止(罰則あり)
- ・ 労働基準監督機関, 地方入管局等からの通報 など

実地検査等

許可・認定の取消し(法16条1項, 37条1項)

- 重大な許可・認定基準違反, 法令違反等があれば, 取消し。

業務停止命令(法37条3項・監理団体のみ)

- 許可基準違反や法令違反に対し, 期間を定めて業務停止を命令(同時に改善命令も可。)

改善命令(法15条1項, 36条1項)

- 出入国・労働関係法令(技能実習法を含む。)違反があれば, 期限を定めて改善を命令。

※業務停止命令・改善命令に違反した場合の罰則あり

事業者名等を公表

機構／主務大臣

主務大臣

地方入国管理局